

公立大学法人神戸市看護大学新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る謝金規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第20号

公立大学法人神戸市看護大学新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における新型コロナウイルス感染症に係る法人の職員以外の者の謝金及び費用弁償の額（所得税、消費税及び地方消費税相当額を含む。）並びにその支給方法について定めるものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種)

第2条 法人が実施する次の各号に掲げる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）又はこれに関連する業務に協力する者（以下「協力者」という。）に対する謝金の額は、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 予防接種に係る協力者 1時間につき3,500円
- (2) 予防接種に関連する業務に係る協力者 1時間につき2,000円

(旅費)

第3条 協力者が業務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費（日当を除く。以下同じ。）を支給する。

2 旅費の額は、公立大学法人神戸市看護大学旅費に関する規程（2019年4月規程第78号）に定める額とし、法人の職員に支給する旅費の例により支給する。ただし、協力者の居住地又は勤務地が神戸市で、理事長が認めた場合は、1,000円を上限として支給することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、協力者が神戸市看護大学の学生である場合は、旅費を支給しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2021年4月1日から適用する。